

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 1 月 4 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600307号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600177号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年7月10日は5万円、同年12月10日は31万2,000円、平成16年7月9日及び同年12月10日は20万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月9日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月9日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月

A社の元従業員の賞与に係る年金記録が訂正された旨のお知らせが年金事務所から届いたことから、自身の同社における年金記録を確認したところ、請求期間①、②、③及び④について、賞与に係る年金記録が漏れていることが分かった。

請求期間①、②、③及び④について、賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の給与計算に関与していたとするB職から提出された請求者に係る賞与台帳、C市から提出された請求者に係る平成17年度(平成16年分)地方税課税所得証明書により、請求者は、同社から請求期間①に5万円、請求期間②に31万2,800円、請求期間③及び④にいずれも20万1,000円の賞与の支払を受け、当該各賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①は5万円、請求期間②は31万2,000円、請求期間③及び④はいずれも20万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与支給日については、請求期間①、②、③及び④当時のA社の取締役の陳述、複数の元同僚の賞与振込口座の入金記録から、請求期間①は平成15年7月10日、請求期間②は同年12月10日、請求期間③は平成16年7月9日、請求期間④は同年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産終結している上、当該期間当時の代表取締役から回答が無く、当該期間当時の取締役は、保険料を納付したか否かについては不明と陳述しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかで

ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600347号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600178号

第1 結論

A社(現在は、B社)における請求者の平成24年9月1日から平成25年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成24年9月から平成25年6月までは18万円を20万円、同年7月及び同年8月は18万円を22万円とする。

平成24年9月から平成25年8月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月から平成25年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年9月1日から平成25年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうちの請求期間について、給与明細書を見ると、ねんきん定期便に記載された厚生年金保険料よりも高い厚生年金保険料を給与から控除されている。

請求期間の標準報酬月額を、実際に給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及びB社から提出された賃金台帳により、請求者が請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額より高い額の給与の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成24年9月から平成25年6月までは20万円、同年7月及び同年8月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの届出及び保険料納付を行っていない旨回答していることから、年金事務所は、請求者の平成24年9月から平成25年8月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600346号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600176号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社のC支店からB支店に転勤した後の請求期間に係る標準報酬月額が、従前に比べて著しく低い額となっている。

請求期間の始期である昭和62年4月1日付けでA社C支店から転勤した者が私のほかにもう一人いたので、事務担当者がその同僚と私の報酬額を取り違えて届出したのではないかと思う。調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、オンライン記録における自身の請求期間に係る標準報酬月額について、「A社C支店から転勤した日が自身と同日であった同僚の報酬月額を、自身の報酬月額として届けたものと考えられる。」旨主張しているところ、オンライン記録の当該標準報酬月額(34万円)は、A社から提出された請求者に係る「社会・労働保険被保険者台帳」に記載されている請求期間の標準報酬月額と一致している上、同社の担当者は、「請求期間当時、給与計算は本社で行っており、各自の厚生年金保険料額は、各自の社会・労働保険被保険者台帳に記載の標準報酬月額を基に計算していたので、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は、当該台帳に記載の標準報酬月額34万円に見合う額を控除した。」旨陳述しており、請求者と当該同僚の報酬月額が取り違えられたことはいかなる理由も認められない。

また、請求者及び前述の同僚に係るオンライン記録においても、両者の標準報酬月額が取り違えられたことはいかなる理由も認められない上、A社B支店に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている請求期間の標準報酬月額は34万円であり、当該標準報酬月額が訂正された事跡も無く、当該原票に不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600401号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600179号

第1 結論

請求期間について、A社における訂正請求記録の対象者の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年1月5日から平成7年8月26日まで

父(訂正請求記録の対象者)について、厚生年金保険の記録では、A社における請求期間の標準報酬月額が15万円から20万円と記録されているが、実際は、当該期間において30万円以上の給与を支払われていた。

給与振込額が分かる預金通帳を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の入金記録から、訂正請求記録の対象者は、請求期間のうち、平成6年9月30日及び同年10月31日について、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額の給与の支払をA社から受けていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、「訂正請求記録の対象者の報酬月額に見合う標準報酬月額」及び「事業主が訂正請求記録の対象者の給与から源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額」の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正するためには、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認することが必要であり、かつ、これら双方の標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回ることが必要となる。

しかしながら、請求者は、訂正請求記録の対象者について、「標準報酬月額が20万円となっている期間(請求期間のうち、平成5年10月から平成7年7月まで)に控除されていた厚生年金保険料は、1万5,000円以下であった。」旨陳述しているところ、当該額(1万5,000円)に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致する。

また、A社は、「請求期間当時の資料を保管していないため、訂正請求記録の対象者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」旨回答しており、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。